

令和6年度(2024年度)つくば市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年(2024年)3月28日策定

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 調達の目標

物品等の調達に係る実績が、物品等の種別ごとに前年度の実績を上回ることを目標とする。特に、前年度に調達実績がない部局については、優先調達に積極的な取り組みを求める。また、調達を進める部局においても、従来の調達に捉われることなく、新規調達の掘り起こしを進め、更なる実績の向上を図る。

3 適用範囲

この方針は、市の全ての機関に適用する。

4 調達の対象となる施設

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ・障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ・地域活動支援センター

- ・生活介護事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型、B型）

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ・重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障害者等

- ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ・在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象となる物品等

この方針において調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等から調達できる全ての物品等とする。

6 調達推進の方法

障害者就労施設等から提供可能物品等の情報を収集し、市の各機関より収集する発注可能物品等の情報と照合する等、円滑に障害者就労施設等へ発注することができるよう努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績は、調達方針の策定後又は調達実績の集計後、速やかに市のホームページにより公表するものとする。

8 調達方針の担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室とする。

9 施行日

この方針は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。